

知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号)の一部を次のように改正し、
2026年3月14日から施行します。

2026年2月27日

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅<u>相互間</u>とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<u>片道の</u>営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅<u>相互間</u>とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p>(以下略)</p>